

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和7年度当初予算 7.7億円（8.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） (1) 「最近3年間の有効求職者数／労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2／3以下 ただし、全国平均の2／3が1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

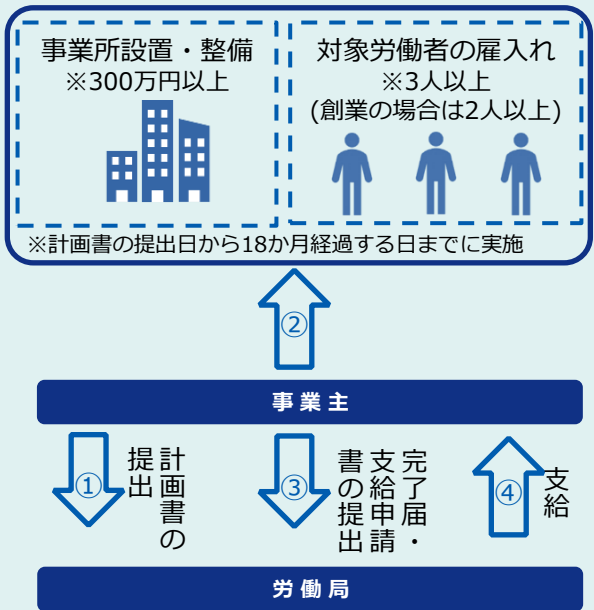
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

令和5年度支給額：4.7億円

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）

令和7年度当初予算 3.6億円（0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い求職者を雇い入れる事業主に対して地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例による助成を行う。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- 施行期日：令和6年7月1日
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10人以上～
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

- ※ 支給額は通常コースの原則2倍
- ※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。